

# 萩・石見空港周辺における物件 設置の制限等について

- 【1】制限表面に係る物件設置の制限について
- 【2】航空保安無線施設に影響を及ぼす可能性  
のある物件の設置について



島根県益田県土整備事務所

石見空港管理所

平成23年4月



### ① 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ3,000m、その末端の幅が1,200mの長さによって囲まれる平面で、50分の1勾配（2.0%勾配）を有しています。

### ② 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、着陸帯の外側上方へ7分の1勾配（14.2%勾配）を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

### ③ 水平表面

通常、航空機が着陸の際には、衝突を避けるために一定の場周経路をまわって進入しますが、その安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の水平表面は、空港の標点（北緯34度40分35秒 東経131度47分25秒 WGS-84）の垂直上方45mの点を中心にした半径3,000mの円周に囲まれた平面です。

## （2）制限の内容及び手続きについて

### ①制限表面上に出る物件の制限について

物件等が制限表面上に出ることは禁止されています。

ただし、水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置者（島根県）の承認により設置できる場合があります。（航空法第49条第1項、同法施行規則第92条の5）

- 1) 仮設物
- 2) 建築基準法第33条の規定により設けなければならない避雷設備
- 3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

### ②制限表面に近接する物件について

制限表面の上には出ないが、著しく近接する物件については、航空障害灯の設置が義務づけられています（航空法第51条）。

「著しく近接する」とは、制限表面と制限表面から6m下方にある平面との間に存在することとされています。

なお、転移表面においては、6m下方にある平面と、着陸帯の長辺を含み水平面に対し着陸帯の外側上方へ10分の1勾配(10%勾配)を有する平面のうち、いずれか高い平面と制限表面の間に存在することとされています。

### ③ 手続きについて

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。



島根県益田県土整備事務所

石見空港管理所

〒698-0051 島根県益田市内田町イ597

Tel 0856-24-0002 Fax 0856-23-5491

※必要により、別添の様式で協議をお願いすることがあります。

※クレーンやアドバルーン等の一時的な設置も対象になりますので、ご注意ください。

### ※航空障害灯及び昼間障害標識について

上記②の制限表面近接物件のほか、高さ60m以上の物件等には、航空法第51条及び第51条の2により、航空障害灯、昼間障害標識の設置が義務付けられています。

以下の相談窓口にご連絡ください。

○国土交通省大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課

TEL 06-6949-6211 (代表)

FAX 06-6949-3590

URL/HP <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/sign>

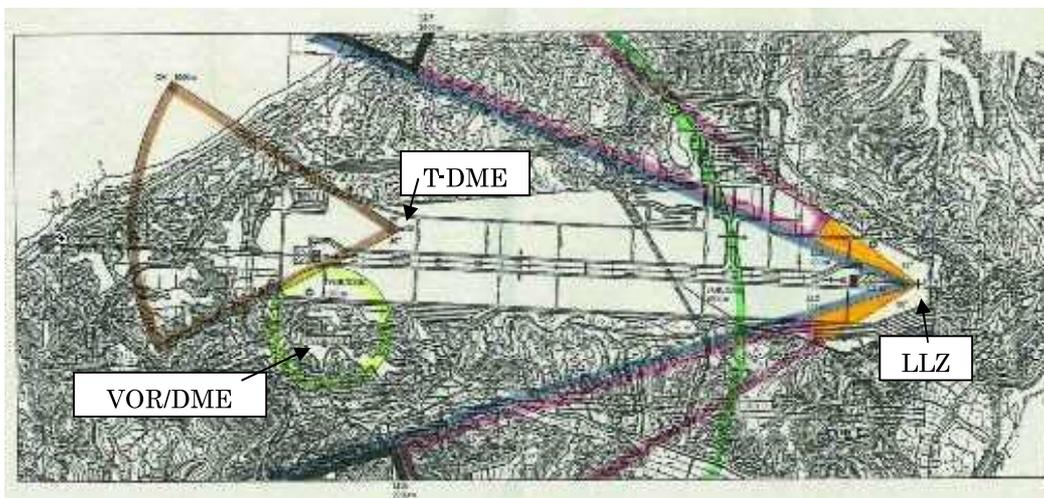
## 【2】航空保安無線施設に影響を及ぼす可能性のある物件の設置について

### (1) 協議の要請等について

萩・石見空港には、電波により航空機の航行を援助するための航空保安無線施設として、VOR/DMEとILS(LLZ/T-DME)が設置されています。

これらの近傍に大型建造物や無線施設が設置されると、電波障害による性能低下を引き起こす可能性があります。

航空法には電波障害の観点からの規制はありませんが、性能低下は航空機の航行の安全性確保に重大な影響を及ぼしますので、航空保安無線施設から一定の範囲の物件設置について、その規模や構造により、設計段階で、国土交通省大阪航空局から協議を要請することがあります（下図の太線で囲まれた範囲）。



#### ※VOR/DME

(VHF Omnidirectional Radio Range/Distance Measuring Equipment)

VORは、超短波全方向式無線標識のことで、航空機に方位情報（磁北に対する方位）を提供する施設です。

DMEは、距離測定装置のことで、航空機から装置までの距離情報を提供する施設です。

#### ※ILS(LLZ/T-DME)

(Instrument Landing System)

(Localizer/Terminal-Distance Measuring Equipment)

ILSは、計器着陸用施設のことで、最終進入中の航空機に対し、正確な進入経路を提供する施設から成ります。

LLZが進入方向（左右のずれ）を、T-DMEが距離情報を提供しています。

(2) 相談窓口について

以下の窓口にご照会ください。なお、空港管理所に連絡いただいても調整いたします。

○国土交通省大阪航空局大阪空港事務所システム運用管理センター

TEL 06-6843-1162

FAX 06-6843-1175

【参考】

萩・石見空港の施設と制限表面

空港の名称	石見空港（萩・石見空港）		
設置管理者	島根県		
空港の位置	島根県益田市		
標点の位置	北緯 34度40分35秒		
(世界測地系)	東経 131度47分25秒		
標点の高さ	54.0m		
飛行場の種類	陸上飛行場 地方管理空港		
着陸帯の等級	C級		
着陸帯、滑走路及び誘導路の長さ、幅	着陸帯	2,120m×300m	
	滑走路	2,000m×45m (北104度46分38秒東：真方位)	
	誘導路	190m×30m	
無線施設	I L S（計器着陸装置）		
	VOR（超短波全方向式無線標識施設）		
	DME（距離測定装置）		
制限表面	進入表面	長さ	3,000m
		内側底辺の長さ	300m
		外側底辺の長さ	1,200m
		勾配	50分の1
	転移表面	勾配	7分の1
	水平表面	半径	3,000m

## 航空法（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）抜粋

（定義）

第2条 1～5 （略）

6 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）内の矩形部分をいう。

7 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートル（ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で国土交通省令で定める長さ）の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては六百メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ）の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

8 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

9 この法律において「水平表面」とは、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

10 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一（ヘリポートにあつては、四分の一以上で国土交通省令で定める勾配）であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。

11～ （略）

（物件の制限等）

第四十九条 何人も、空港について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は

転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

- 2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。
- 3～（略）

（航空障害燈）

第五十一条 地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 空港等の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害燈を設置すべき物件を除く。）で国土交通省令で定めるものに航空障害燈を設置しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害燈を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。
- 4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により空港等の設置者又は国土交通大臣の行う航空障害燈の設置を拒むことができない。
- 5 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、国土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者の当該航空障害燈の管理の方法が前項の国土交通省令に従っていないと認めるときは、その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（昼間障害標識）

第五十一条の二 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのもの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

## 航空法施行規則（昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号）抜粋

（物件制限の特例）

第九十二条の五 法第四十九条第一項 ただし書（法第五十五条の二第三項 及び法第五十六条の三第二項 において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

- 一 仮設物
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十三条の規定により設けなければならない避雷設備
- 三 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件